

○小牧市まちづくり推進計画審議会条例

平成30年3月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小牧市まちづくり推進計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 まちづくり推進計画（計画的なまちづくりを推進するための基本となる計画をいう。）に関する事項について調査審議するため、小牧市まちづくり推進計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体に属する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、市のまちづくりに関心があるもの
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(小牧市総合計画審議会条例の廃止)

2 小牧市総合計画審議会条例（昭和38年小牧市条例第37号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略